

熊本市長等の給料の特例に関する条例の制定について

熊本市長等の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第 1 条 令和 5 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間(以下「特例期間」という。)における市長及び副市長の給料月額、熊本市長等の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号)第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 100 分の 20(副市長にあつては、100 分の 10)を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(教育長の給料の特例)

第 2 条 特例期間における教育長の給料月額は、熊本市教育長の給与等に関する条例(平成 10 年条例第 17 号)第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(提出理由)

市長等の給料の特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。